

定例教育委員会会議録

平成31年3月26日

境港市定例教育委員会（平成31年3月26日委員会会議録）

招集年月日 平成31年3月26日 15時30分

招集場所 市役所第一会議室

開 会 15時30分 教育長宣言

教育委員会 教育長 松本 敏浩

委 員（職務代理者）酒井 伊津子

委 員 徳永 由樹 十河 淳 中田 耕治

教育長から説明のため出席を求められた者

教育委員会事務局長 影 本 純

教育総務課長 木 村 晋 一

教育総務課長補佐兼

指導係長 高 濱 禎 彦

教育総務課長補佐兼

学校給食センター所長 松 本 昭 児

生涯学習課長 黒 崎 享

生涯学習課長補佐兼

生涯学習係長 濱 田 潤

生涯学習課長補佐 北 野 瑞 拓

教育総務課管理係長 荒 岡 真 樹

傍聴者数 なし

会議書記 教育総務課管理係長 荒 岡 真 樹

提出議案 議案第4号 境港市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第5号 境港市体育館条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 境港市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 平成31年度学校教職員の研修について

議案第8号 鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について

議案第9号 境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について

協議事項 3月定例会市議会教育委員会関係質問答弁について

報告事項 3月の行事報告、4月の行事予定など

まして、議案第6号境港市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定について事務局から説明をお願いします。

黒崎課長

議案第6号境港市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてです。先ほどの市民体育館の説明と同様になりますが、消費税の引き上げに伴う使用料の改正で、ピアノやマイクなどの備品の使用料を改めます。施行期日は、10月1日としています。以上です。

松本教育長

ただいまの説明に関して質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）続いて、議案第7号平成31年度学校教職員の研修について事務局から説明をお願いします。

影本事務局長

議案第7号平成31年度学校教職員の研修についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく学校教職員の研修方針です。教職員の研修については、任用者の県教育委員会が実施するものですが、市教育委員会でも行うことが認められています。これに伴って、キャリア別に研修を計画しています。昨年度のもの基本になっていますが、特に予算化しているところは、7月に行う第1回若手研修会、8月に行う中堅教員研修会、12月の第2回若手研修会、中堅教員研修会です。5月の管理職研修会は、島根大学の先生を講師に招いて、質の高い、今の教育の情勢に合わせた研修を行っていきまして、来年度も引き続き実施したいと思っています。採用前の講師についても、6月と1月に講師研修会を行う予定です。自主研修では、6月の教員養成セミナーは教員採用試験に向かう先生方に休日に事務局が実施する研修です。7月の管理職養成セミナーについても、自主研修ですが、これから管理職に向かおうとするリーダーに対する研修です。事務職員・市職員についても、辞令交付式の後に、支援を要する子どもの指導、コミュニティ・スクールの理解についての研修を実施する予定にしています。しっかりと研修の機会を作って、先生方の資質向上を目指したいと考えています。以上です。

松本教育長

ただいまの説明について質問等ありませんか。

酒井委員 研修を対象とする年代の分け方はこれでいいのでしょうか。中堅や管理職研修以外は30年以上の人も該当するのではないのでしょうか。このスケジュールだと30年以上の方はなにも研修が無いようになってしまいます。

影本事務局長 中堅教員研修もこのスケジュールではわかりにくいのですが、中堅教員の前期と後期に分けていて、8月の研修については、採用から8年から12年を対象として、12月の研修は12年から16年を対象としています。30年以降の方については、県がキャリア研修を実施していたのですが今年度で終了したので、来年度は市で研修を行うことを考えています。以前は、ベテラン研修というものがあったのですが、なかなか研修を実施する時間を確保することができない状況でした。教員の働き方改革もあって、研修をむやみに増やすということもできません。慎重に考えながらもニーズに合った研修は必要だと考えています。

酒井委員 年齢がわからないですが、教務主任の先生はかなり年配の方がおられるのではないですか。

影本事務局長 30年ぐらいのキャリアの方がいます。研究主任を集めたり、教務主任を集めたりする研修もあるので、まったくないわけではありません。スケジュールの書き方は少し検討してみます。

松本教育長 そのほか質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）続いて、議案第8号鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置について事務局から説明をお願いします。

高濱課長補佐 議案第8号鳥取県西部地区教科用図書採択協議会の設置についてです。平成32年度から使用する教科用図書を平成31年度中に採択するための協議会を設置するためのものです。採択協議委員会の委員として、松本教育長を境港市から選出することとしています。

松本教育長 ただいまの説明に関して質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということよろしいですか。（異議なし）続い

て、議案第9号境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命について事務局から説明をお願いします。

木村課長

議案第9号境港市第一中学校区学校運営協議会委員の任命についてです。第一中学校区の学校運営協議会が4月から発足するのに合わせて、委員を任命するものです。先月の定例教育委員会で承認していただいた境港市学校運営協議会設置等に関する規則第8条に委員の任命という条項があります。この規定により20人以内の委員を任命します。この20人の方は、対象学校、第一中学校、上道小学校、境小学校の校長の推薦により挙がってきた方々です。任期は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。各学校の校長、児童生徒の保護者、上道・境地区の方々、学識経験者、地域学校コーディネーターで構成しています。以上です。

松本教育長

4月1日から一中校区でコミュニティ・スクールが本格実施します。学校運営協議会は校長が示す学校経営案の承認、学校経営についての意見等を地域の声として伝える、教員の人事について意見を言うといった役割をしていただきます。この議案について質問等ありませんか。（質問なし）それでは承認ということによろしいですか。（異議なし）議案は以上です。つきまして協議事項に入ります。

【4・協議事項】

松本教育長

3月定例市議会教育委員会関係質問答弁について質問がありませんか。

十河委員

部活動指導員についての現状を教えてください。

影本事務局長

各中学校に配置する予算が3月議会で承認をうけましたので、各校1名の部活動指導員を配置する予定です。この部活動指導員は、以前ご説明したように、直接指導ができ顧問にもなれる外部指導者といより内部指導者になります。第一中学校では、ハンドボールで希望をもらっていて、採用の準備をしているところです。第二中学校では剣道の指導者を探しています。第三中学校では吹奏楽部の指導者をお願いしているところです。勤務は週4日以内ですが、指導していただく方との調整になります。

す。今はその配置に向けて準備を進めているところです。

松本教育長

今回の議会では、千葉県での虐待により少女が亡くなった事件を受けて、虐待や子どもの権利条約などについての質問が多くありました。虐待の問題は、学校の姿勢や取組、市の教育委員会の取組、児童相談所の取組、さまざまな形での批判が出ていますが、我々もそういったところをきちんととらえながらやっていかないと、境港市では絶対起こらないということはないと思っています。特に私が感じているのは、学校、教育委員会、要保護児童対策地域協議会、児童相談所が連携して問題に対応しますが、リレー式の連携、たとえば学校で実態を把握して、教育委員会に報告する、教育委員会で方針を定めて、要保護児童対策地域協議会と連携をするといった場合、どうしても学校は教育委員会に伝えると、教育委員会が対応してくれるだろう、教育委員会も要保護児童対策地域協議会にお願いすると、要保護児童対策地域協議会が対応してくれるだろう、さらに児童相談所までいくと、児童相談所が対応してくれるだろうといった気持ちが出てしまっていて、連携の間に隙間ができるのではないかと感じます。学校から教育委員会に報告があるときにも学校と教育委員会できちんと協議をして、さらに要保護児童対策地域協議会との協議の中に学校と教育委員会も参加し、さらに児童相談所で協議する際にもそれぞれの職員が常にかかわり、一堂に会して方針を確認するようにしなければなりません。実際に、児童相談所に行って、児童相談所で指導をした結果、どうなったのかを学校も共有して、今後、対象児童などにどのようなケアをしていくのか、どのような方針で指導していくのかということをしていくことを4者がきちんと共有していくことをしないと隙間が出てしまうと思います。最近、カーリングをテレビで見かけますが、カーリングはチームとしてどういった作戦を立てていくのかということ4人で決めて、1投目のストーンを投げた結果、状況がどのように変わったかを確認して、次をどうするのかという方針を決めています。そういった共同作業が必要だと思います。そのほか質問等ありませんか。（質問なし）続いて報告事項に入ります。

【5・報告事項】

《教育総務課、生涯学習課 行事等報告》

松本教育長 視察に行った複合施設にある図書館の延床面積は図書コーナーだけの面積ですか。

濱田課長補佐 そうです。

松本教育長 岡山県は図書館行政に力を入れているのがよくわかりますね。3000㎡は広いですね。

中田委員 図書館の広さはかなり魅力的です。用事がなくても行ってみようかという気持ちになりますし、そこで興味がある本があれば利用促進もされます。喫茶コーナーがある施設がありますが、お茶を飲みながら図書の閲覧もできますか。

濱田課長補佐 T S U T A Y A が管理している高梁市の図書館は可能です。

松本教育長 図書館の中にコーヒーなどを持って入れるということですね。境港市はどうなる予定ですか。

濱田課長補佐 喫茶コーナーで図書館の本を読む場合には、いったん貸し出しをしてからになります。

松本教育長 そのほか質問等がありませんか。（質問なし）続いて境港市中学校部活動指導員の任用に関する要綱の制定について報告をお願いします。

木村課長 2月の定例教育委員会で承認をいただいた小中学校管理規則で部活動指導員の設置を規定しました。部活動指導員の設置に必要な事項を要綱で定めるものです。これは国から部活動指導員を全国的に導入するというので、部活動指導員の服務、勤務条件といったこまかいことを規定するものです。内容は、実際にどのような職務に従事するのか、年間210時間以内とする勤務条件、報酬は1時間当たり1,520円、公務上や通勤中の災害時の対応といったものです。4月1日からの施行としています。以上です。

松本教育長 ただいまの報告について質問等ありませんか。（質問なし）

続いて、境港市第一中学校区学校運営協議会設置要綱の制定について報告をお願いします。

木村課長

境港市第一中学校区学校運営協議会要綱の制定についてです。学校運営協議会の設置等に関する規則が基本的な取り決めになりますが、それぞれ中学校区に学校運営協議会を導入することにしており、このたび第一中学校区がスタートするというところで、規則に載せていない詳細な取り決めを今回要綱で定めるといことです。たとえば、規則では委員の任期を2年と規定していますが、要綱の第4条で会長と副会長については一年交代が可能としています。これで少し負担を軽減できるようにしています。第5条には、会は年3回程度開催するという目安を計上しています。第6条には会議録の作成であるとか、第7条には必要に応じて、専門部会を置くことができるとしています。この要綱の改廃については、学校運営協議会で諮って、教育委員会で定めることとなります。第三中学校区が平成32年度、第二中学校区が平成33年度に学校運営協議会を設置する予定にしています。同様に、校区にあった要綱を定めることとなります。以上です。

松本教育長

ただいまの報告について質問等ありますか。（質問なし）続いて、3月定例市議会教育員会関係条例改正について報告をお願いします。

木村課長

一つ目が、消費税率等の引き上げに伴う関係条例の整備に関する条例制定についてです。学校その他の教育機関の施設使用に関する条例、境港市公民館条例、境港市民スポーツ広場条例、境港市民温水プール条例、境港市地区体育館条例、海とくらしの史料館条例、これらの教育委員会事務局が所管する施設に関する条例で規定されている使用料を一括して改正するものです。

黒崎課長

二つ目が、境港市民体育館条例の一部を改正する条例制定についてです。市民体育館第一体育館の大体育室の使用料で「2分の1の場合」「3分の1の場合」という設定がありますが、実際は、2分の1で使う場合がないということで削除しました。本日の議案第5号境港市体育館条例施行規則の一部を改正する規則の制定のときに説明しました、ターゲットバードゴルフ場

を追加しました。第二体育館は「2分の1の場合」「3分の1の場合」がありますが、こちらは3分の1で使用することがないので、削除しました。それ以外の内容は、消費税率引き上げに伴う使用料金の改正になります。消費税率引き上げにともなう料金改正は、10月1日から施行し、それ以外は4月1日からの施行になります。三つ目が、境港市文化ホール条例の一部を改正する条例です。体育施設については、「境港市立の学校が主催し、又は参加して行うときは、減額又は免除」という規定がありましたが、文化施設については、そういった規定がなかったので、文化施設にも規定しました。消費税率引き上げに伴う使用料金の改正も行います。また、冷暖房装置使用料について、今までは、ホール部分については、きちんと使用料の規定がありましたが、楽屋・リハーサル室については、部屋の使用料だけで冷暖房装置使用料が規定されていませんでした。今回、利用時間に合わせての料金を規定しました。それと、今まではホールの使用料に楽屋・リハーサル室の使用料が含まれていましたが、ホールを使う場合も、楽屋・リハーサル室の使用料が別途かかるように改正しました。こちらは、減免規定については、4月1日から施行。それ以外は10月1日からの施行となっています。以上です。

松本教育長

ただいまの報告について質問等ありませんか。（質問なし）

【5. 閉会】

松本教育長

それでは議題は終了しました。本日の定例委員会は閉会といたします。ありがとうございました。